

北海道運輸局関係功労者等表彰内規（抜粋）

	平成14年2月8日	北達第12号
改正	平成18年6月29日	北達第4号
改正	平成18年6月29日	北達第7号
改正	平成19年12月27日	北達第19-12号
改正	平成25年2月25日	北達第24-3号
改正	平成26年1月29日	北達第9号
改正	平成26年5月7日	北達第1号
改正	平成26年6月30日	北達第3号

第1章 総則

第3章 海事関係功労者表彰

第11章 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動等表彰

第1章 総則

第1条 北海道運輸局関係功労者等の表彰（以下「表彰」という。）については、国土交通省表彰規則（平成13年国土交通省訓令第53号）の定めるところによるほか、この内規の定めるところによる。

第2条 表彰は、局長が表彰状又は感謝状を授与して行う。

第3章 海事関係功労者表彰

第7条 表彰の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業（以下「海事関係事業」という。）とする。

- (1) 海運関係事業（内航海運業及び旅客航路事業等）
- (2) 船舶関係事業（造船事業、造船関連事業及び船舶関連事業等）
- (3) 船員関係事業（船員の福利厚生事業、船員の教育及び養成事業等）
- (4) 港湾関係事業（倉庫業、港湾運送、検数業及びポートサービス業等）
- (5) 前各号の事業に関する団体の事業及びその他海運の発達改善を目的とする団体の事業

第8条 表彰は、次の各号の一に該当する者又は団体に対して行う。

- (1) 職責遂行、事故防止の功労

海事関係事業に従事する者で、危険を顧みず職責を遂行し又は重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者又は団体

- (2) 発明、考案、改良、研究の功労

海事関係事業に関する有益な発明、考案、改良又は研究を行い、海事関係事業の振興発展に著しい貢献をした者又は団体

- (3) 永年勤続の功労

海事関係事業の次のいずれかに該当する業務に現に従事する者であって、永年にわたり業務に精励しその間における責任事故がなく、その勤務成績が優秀であって他の模範となる者。

ア 海事関係事業の業務に25年以上従事している年令50才以上の者。ただし、現業職員にあつては年令45才以上の者

イ 水先人として、15年以上従事している者。ただし、船舶職員として勤続した年数を通算して25年を越える者については、水先人として10年以上勤続した者

(4) 海事関係事業の功勞

ア 次のいずれかに該当する海事関係事業の経営責任者であつて、その功績が顕著な年令50才以上の者。

(ア) 関係団体の役員として15年以上在任している者

(イ) 海事関係事業に30年以上従事し、うち役員として8年以上在職している者

(ウ) 海事関係事業の役員として18年以上在職している者

イ 旅客輸送に従事し、5年以上その責に帰する人身事故及び衝突事故等がなく、その功績が特に顕著な企業又は船舶

ウ その他海事関係事業の発達改善に尽力し、又は海事思想の普及徹底等に貢献し、その功績が顕著な者又は団体

第9条 前条の表彰に該当する者があると認めるときは、次の各号に掲げる書類各2部(うち1部は写しでも可)を添え、毎年表彰日の2か月前までに北海道運輸局長あて提出するものとする。

なお、前条第1号、第2号及び第4号に該当する者については第4号の書類、並びに前条第3号に該当する者については第6号及び第7号の書類の添付を要しない。また、前条第4号イの企業又は船舶については、第1号、第8号及び第9号の書類とする。

- (1) 候補者推薦名簿(第1号様式)
- (2) 功績調書(第2号様式)
- (3) 履歴書(第3号様式)
- (4) 推薦書(第4号様式)
- (5) 無事故・無違反証明書(自動車安全運転センター発行のもの)
- (6) 団体の規模及び事業概況等調(第5号様式)
- (7) 企業の規模及び事業概況等調(第6号様式)
- (8) 無事故申立書(第7号様式)
- (9) その他参考となる資料

第10条 表彰は、原則として毎年7月に行う。

第11章 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動等表彰

第34条 表彰は、海をきれいにするため、港内、海浜等の環境整備に概ね6年以上尽力し、港内、海浜等の美化活動に貢献した他の模範となる者又は団体に対して行う。ただし、これらを職業とする者又は団体は除く。

第35条 前条の表彰に該当する者があると認めるときは、次の各号に掲げる書類各2部(うち1部は写しでも可)を添え、毎年表彰日の2か月前までに北海道運輸局長あて提出するものとする。

- (1) 候補者推薦名簿(第1号様式)
- (2) 功績調書(第2号様式の3)
- (3) 履歴書(第3号様式)
- (4) 推薦書(第4号様式の3)
- (5) その他参考となる資料

第36条 表彰は、原則として毎年7月に行う。